

税の申告に係るお知らせ

『公的年金等の源泉徴収票』が送付されます

令和4年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和4年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中に日本年金機構から送付さ

れます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。

所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ先…弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

令和4年分『障害者控除対象者認定書』の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

対象となる要件…満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上寝たきりの状態にある方

*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または要介護5の方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

受付開始日…1月4日(水)から

*認定書は、後日、郵送しますので、余裕をもった申請をお願いします。

申請に必要なもの

▷障害者控除対象者認定申請書（各窓口および市ホームページから入手可）

▷対象者の介護保険被保険者証（写し可）

▷申請者の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きの公的身分証明書など）

提出先

介護福祉課または各総合支所総合窓口係

問い合わせ先…介護福祉課 内線2446

スマホでいつでも！電子申告（e-Tax）ができます

自宅等でいつでもスマートフォン（スマホ）などによる電子申告（e-Tax）を利用することができます。

e-Tax申告の流れ

①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

②送信方法を選択

▷マイナンバーカード方式

「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

▷ID・パスワード方式

税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力

③収入や控除金額などを入力

*源泉徴収票を撮影すれば内容を自動入力できます。

④申告内容の事前確認・送信

⑤送信した申告内容の帳票PDFを保存・確認

申告書作成会場を開設します

場所…五所川原税務署2階

日時…2月16日(水)～3月15日(水) 9:00～17:00

*土・日・祝日を除く。受付は16:00まで。

*入場整理券が必要です。当日、会場で配布します。

配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。LINEを通じたオンラインによる事前発行もできます。

*スマートフォンやタブレットを利用して申告書を作成しますので、スマートフォン等およびマイナンバーカード（発行時に設定した暗証番号を含む）をお持ちの方はご持参ください。

問い合わせ先…五所川原税務署 Tel34-3136

今月の納期 納期限 1月31日(火)

税・保険料	問い合わせ先
国民健康保険税 7期	収納課 内線2273
後期高齢者医療保険料 7期	国保年金課 内線2346
介護保険料 7期	介護福祉課 内線2443

納付は
便利で確実な
口座振替を！

